

「安全管理者選任時研修」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

本研修は、労働安全衛生法の改正に伴う改正労働安全衛生規則第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修であります。

安全管理者の資格要件として、従来の実務経験に加え安全管理者選任時研修を修了することが義務付けられました。

「安全管理者選任時研修」と下記の要領で開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。（なお、本研修では科目の一部を免除することはありません。）

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
令和2年 4月7日（火） 4月8日（水） 9時～	和歌山市西浜1014番地27 （公社）和歌山県労働基準協会 研修室	100名	不要
			受講資格
			不要

2. 備考

労働安全衛生法の一部改正（平成17年法律第108号）に伴い、労働安全衛生規則の一部改正があり、安全管理者の資格要件として、平成18年10月1日から厚生労働大臣が定める研修を修了することが、労働安全衛生規則第5条の資格に追加して規定されました。なお、経験年数が2年以内まで遡及しますので、平成16年10月1日以降に選任された方は全て研修の対象になります。

3. 受講料

※受講料は、講習日（土日祝を除く）の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
非会員：9,900円 会 員：8,800円	1,650円	非会員：11,550円 会 員：10,450円

（受講料、テキスト代とも税込み）

4. 持ち物・・・ 受講票（受付でご提示してください）・ 筆記用具

5. 申込方法 受講申込書の必要事項をご記入のうえ、お申込み下さい。

6. 受講料振込先 紀陽銀行本店営業部 普通 1994470 口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

8. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、お弁当の注文を承っておりますのでご利用下さい。

8. 修了証の交付 全課程修了後、最終日にお渡しします。